

新生児子育て応援給付金支給事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった新生児のいる世帯に対し、経済的負担を軽減し子育てを支援するため、給付金を支給する。

【対象者】（次の要件のすべてを満たす児童）

1. 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児
2. 出生後最初の住民登録が神栖市であり、申請日まで引き続き住民登録のある新生児

【申請者】 対象児童と同世帯の父または母のいずれかで、子どもの出生日に神栖市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録のある方。

【給付金額】 新生児一人につき 3万円

【申請期間】 令和2年10月1日～令和3年5月31日

- ・令和2年9月30日までに出生した新生児には申請書を郵送する。
- ・令和2年10月1日以降出生の新生児は出生届受理の際に申請書を渡す。

